

【質問票】

評価対象施策D「切れ目のない支援体制の確立」

	質 問	回 答
1	市内の子育て NPO 法人の数とそれとの連携について伺いたい。	<p>狛江市内に拠点を置く NPO 法人は 40 団体あり、そのうち活動内容を「子どもの健全育成」を含むものが 26 団体あります。そこから相談や療育等の子育て支援に限定すると 10 団体ほどとなります。</p> <p>市との関係については、事業委託や協定に基づく協力、補助金の交付といった関係が主となります。</p>
2	民間企業と子育て支援の連携などあれば教えてください。	子育て関連情報をまとめた「子育てガイドブック」について、民間企業と共同発行を行っており、子育て世帯に配布しています。
3	<p>ひだまりセンター等での相談の充実は理解できますが、相談方法の多様化（eg：電話相談、SNS の活用）等あれば教えてください。よくある相談等の公表サイト等はあるのでしょうか。</p> <p>相談のノウハウは十分蓄積されているといえますか。その蓄積方法などあれば教えてください。</p>	<p>相談方法の多様化については、電話相談・インターネット相談（メール相談）を実施しておりますが、顔を合わせた相談ではないため、実際の母や子どもの様子が確認できないという懸念もあります。方法の多様化については、今後検討が必要と考えます。また、相談内容の公表は現在しておりません。</p> <p>相談の蓄積については、相談内容や対応についてを入力する相談システムを用いており、ノウハウの蓄積をしています。</p>
4	相談内容によっては市の諸機関だけでなく民間との連携等がありますか。	<p>母子保健分野では、主に医療機関、訪問看護ステーション、産後ケア事業所、特別養子縁組の NPO 法人等といった、妊娠・出産・育児を支える機関とは母子保健の観点から連携します。</p> <p>また、相談内容によっては、行政のサービスや関係機関だけでは解決できないものも多々あります。ボランティアの力をお借りしたり、民間の関係機関と連携をしながら支援を行うことがあります。</p>
5	潜在的相談者などの発見について工夫があれば教えてください。	<p>妊婦面談、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診といった、全ての方にご利用いただける事業の際には、その時期の健康課題を把握できるような問診票を活用し、妊婦・保護者の方への気づきに結びつけて、各種相談につなげています。</p> <p>また、子ども家庭支援センターの子育てひろばでは、来場者の中で表情の暗い保護者や親子との接し方の中で気になる場合は、スタッフが積極的に声掛けをし、相談のきっかけを作っています。</p>

6	<p>子どもの悩み相談について、また、その発見、対処方法について説明してください。</p>	<p>子どもにとって一番身近な相談者は担任の先生や養護教諭ですが、そのほかにも学校ではスクールカウンセラーや教育専門相談員等が子どもの悩みに対応しています。学校では相談中以外は相談室がオープンになっていて、いつでも入室して相談できるようになっています。自分で相談できる子どもは、自分から相談を申し込むことができますが、自分から相談に至らない子どもで、学校の担任等が相談につながった方がいいと判断した場合は、学校から相談を促すこともあります。</p> <p>学校に知られたくない相談は、毎年、市内の全小・中学校の児童・生徒に相談先が記載されている SOS カードを配布していますので、カードを見て、電話で相談してもらうこととなります。いずれにせよ、一番身近にいる大人が子どもの変化に気付いてあげることが大切と考えています。</p>
7	<p>子育てサポーターの活動実態について教えてください。</p>	<p>子育てサポーターについては、令和 2 年度からの新規事業であり、今回が初級講座であるため、現在のところ講座受講者については活動まで至っておりませんが、今後市の取組についても御協力いただきながら、活動支援を行っていく予定です。</p> <p>※新型コロナウイルスの影響により、今年度の御協力については、現在見合わせています。</p>
8	<p>共稼ぎ世帯に対応するような工夫が十分されているのか教えてください。たとえば突然の子供病気などに対応できる状況にあるのか等教えてください。</p>	<p>保育所等に入所できなかった御家庭には、ベビーシッターの利用補助制度を案内しています。また、地域で育児の援助を受けたい方（利用会員）と協力したい方（サポート会員）が会員となり、育児について助け合うファミリー・サポート・センター事業の活用もできます。</p> <p>子どもが病気の場合には、市内 1 箇所には病児保育室を設置し、子どもをお預かりできるほか、令和 2 年度より民間の病児・病後児を対象としたベビーシッター事業者の利用料補助を行っています。</p>
9	<p>この施策は行政側と被支援側とが直接触れ合う機会があると思いますが、その方々から、支援の評価や要望を聞く機会は設けているのでしょうか？</p>	<p>子ども家庭支援センターや児童館・児童センター等の施設については、利用者アンケートや運営委員会への市民参加を実施しており、利用者の要望等を運営につなげています。</p> <p>また、令和 2 年度に実施したふらっと移動市長室では、子育て世代を対象とし、要望等を伺いました。</p>
10	<p>子どもの支援は何歳までというリミットがあるのでしょうか？</p>	<p>ひだまりセンターは利用できる年齢を 18 歳未満としています。18 歳以降の相談については、若者相談等に対応していきます。</p>

11	<p>「施策4-③」は市民アンケートの結果は「20/30」となっています。これは全市民が対象なので、20位と思います。高齢者や独身者には、基本的に関係ないことなので、子育て家庭とかにクロスして、満足度や期待値のポイントを出すことはできませんか。</p> <p>この「施策4-③」は（全）市民というより、対象層の満足度や期待値を把握することが必要と思いました。</p>	<p>アンケートの回答者の世帯構成が「親と子」「親と子と孫」の世帯かつ回答者の年齢を10～50代に限定し、再度順位を算出したところ、満足度では「10/30」、期待値では「5/30」となりました。</p> <p>しかしながら、本アンケートでは、世帯全員の年齢を聞いていないため、回答者が親なのかどうか、また、子どもの年齢なのかが分からないため、あくまでも参考値となります。</p> <p>（※：「回答者（子）50歳、親：80歳」の世帯も該当してしまうため。）</p>
----	---	--